

## 砺波市電子契約実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、砺波市における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（砺波市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が砺波市及び契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。

### (電子契約の利用範囲)

第3条 砺波市における契約（協定、確約等、契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

### (電子署名の実施)

第4条 電子契約を実施する課等（以下「担当課」という。）の課長等を承認者とする。

2 承認者は、契約相手方に契約書を送信する際、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認するものとする。

3 電子契約書作成時に電子署名を使用するときは、承認者の承認を受けるものとする。

### (電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運営及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、財政課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

### (アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント（電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。）は、運用管理者が設定し、担当課に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、担当課が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、担当課が行う。

5 担当課は、パスワードを所属外に知られないよう厳重に管理しなければならない。

（電子契約によることの意味確認）

第7条 市長は、契約相手方からの電子契約利用申出書（別記様式）の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認する。

2 市長は、前項の電子契約利用申出書を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、承諾するか否かを、文書（電子メール等を含む。）により契約相手方に通知するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。